

平成 26 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業（ケリソニユーディル基金）に係る対象事業の考え方

事業名	事業実施主体	補助率	事業内容	補助対象となる内容	備考
地域資源活用 詳細調査事業	都道府県・指定都市	定額（10／10 を上限）	災害に強い自立・分散型エネルギーシステムを導入し「災害に強く、低炭素な地域づくり」を推進するため、地域の防災拠点等に再生可能エネルギー等を導入するための事業計画の策定や調査、調整等を実施する事業	都道府県等が自ら実施する事業で、「公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業」「風力・地熱発電事業等導入支援事業」を実施するために必要な予備調査及び調査に附帯して必要な自治体の事務費（旅費・賃金・賞金等）	○ボランティア調査に類するものは対象外
			【再生可能エネルギー等の例示】 再生可能エネルギーの例示として、①太陽光、②風力、③小水力、④地中熱、⑤廃熱や地熱、⑥バイオマス、⑦その他（太陽熱・蓄水熱等） 再生可能エネルギーに附帯するものとして、⑧街路灯・道路灯※ 1、⑨屋内高所照明※ 2、⑩高効率照明・高効率空気調節※ 3、⑪蓄電池、⑫その他（燃料電池等） ※ 1・再生可能エネルギー等導入後を付設したLED街路灯や陽光機能を有するLED灯等、長寿命の街路灯で、避難所に通じる道筋等に設置するものに限る。 ※ 2・点灯時における電圧が必要な水銀灯を、LED灯等、長寿命の照明に更新する場合に限る。 ※ 3・再生可能エネルギー等を導入し、そのエネルギーを効率的に活用するために施設へ設置する場合に限る。	○技術開発や実証事業は対象外	
			【公共施設の例示】 地方公共団体が所有する公共施設等であつて、耐震性を有すると判断できる建築物等のうち、以下に例示する施設 ①社会福祉施設、②庁舎、③県民会館・公民館、④体育馆、⑤診療施設、⑥警察本部・警察署等、 ⑦消防本部・消防署等、⑧下水道施設、⑨下水道施設、⑩公園、⑪学校、⑫公園 【耐震性を有しているかの参考情報（消防庁資料より）】 ○昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認を得て建築された建築物 ○昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物 ○耐震改修設備を実施した建築物	○技術開発や実証事業は対象外	
			都道府県等が自ら又は市町村等への補助により実施する事業であり、かつ地方公共団体が所有する公共施設等であつて、地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することに必要な施設等において、再生可能エネルギー等を導入する事業	【再生可能エネルギーの固定買取制度（FIT）との関係】 基金を活用して導入し、発電した電気は専ら自家消費に限る。余剰電力の逆潮流は対象として差し支えないが、FITによる余剰電力の売電は不可。（電気事業者との個別契約による売電は可能。） 売電収入については、基金に別勘定を設け、又は新たな基金を造成し、その使途についても適切に管理する。	
			○都道府県・指定都市 ②都道府県→市町村等（※） ○右記①高効率照明・高効率空調を導入する場合 2／3 ※一部事務組合及び広域連合を含む。	【再生可能エネルギー等の例示】 ※公共施設再生可能エネルギー等導入事業と同様	
			○特定被災地地方公共団体の市町村内で実施 1／2 ○その他の地方公共団体の市町村内で実施 1／3 ○又は利子補給（3%上限）	【民間施設の例示】 ①医療施設、②公共交通機関の施設、③私立大学、④宿泊等施設（ただし、災害時等に避難所等になり得るものに限る、⑤⑥も同様）、⑤コンビニ、⑥福祉避難所 等 【耐震性を有しているかの参考情報（消防庁資料より）】 ※公共施設再生可能エネルギー等導入事業と同様	○技術開発や実証事業は対象外
			都道府県等が補助又は利子補給（地方公共団体が制度融資をするものに限る。）により実施する事業であつて、地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、災害時等において地域の防災拠点となりえる施設において、再生可能エネルギー等を導入する事業	【再生可能エネルギーの固定買取制度（FIT）との関係】 基金を活用して導入し、発電した電気は専ら自家消費に限る。余剰電力の逆潮流は対象として差し支えないが、FITによる余剰電力の売電は不可。（電気事業者との個別契約による売電は可能。） ただし、利子補給を受けて導入した発電設備に係る電気は、FITによる売電が可能。	
民間施設再生 可能エネルギー 等導入推進 事業	都道府県・指定都市 →民間事業者		○1／2（対象事業） ○又は利子補給（3%上限） 対象：事業（①、③）	【事業メニューの詳細】 ①風力発電設備設置事業 ②地熱発電設備設置事業 ③地熱発電設備設置事業	○再生可能エネルギーの固定買取制度（FIT）との関係
風力・地熱発電 事業等導入支 援事業	都道府県・指定都市 →民間事業者			○利子補給を受けて導入した発電設備に係る電気は、FITによる売電が可能。	

再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）
24,500百万円（24,500百万円）

総合環境政策局環境計画課

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災と原子力発電所の事故が発生し、東北地方を中心として甚大な被害をもたらすとともに、エネルギー需給の逼迫を生じさせている。こうした中、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」が国を挙げての課題となっており、東北地方のみならず、地震や台風等による大規模な災害に備え、再生可能エネルギー等の導入を支援し、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを全国的に展開することが必要である。

2. 事業計画（業務内容）

平成21年度に造成した地域グリーンニューディール基金制度を活用し、都道府県及び政令指定都市が行う以下の事業を支援するための基金を造成する（基金による事業期間は3カ年とする）。

（1）地域資源活用詳細調査事業

地域の再生可能エネルギー等を活用し「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を推進するための事業精査、実施設計等

（2）公共施設における再生可能エネルギー等導入事業

防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率省エネ機器（照明、空調）の導入

（3）民間施設における再生可能エネルギー等導入促進事業

防災拠点や災害時に機能を保持すべき一部の民間施設に対する、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギー及び高効率省エネ機器（照明、空調）の導入支援

（4）風力・地熱発電事業等支援事業

大型風力発電や地熱発電等を行う民間事業者に対する、事前調査等に要する経費の支援や事業実施に係る利子補給

3. 施策の効果

再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利用した自立分散型のエネルギー供給システムの導入が地域主導で加速的に推進され、災害時においても地域ごとに住民の安全や都市機能を最低限保持できる「災害に強く環境負荷の小さい地域」を全国に展開する。

再生可能エネルギー導入推進基金事業(グリーンユーティル基金)

平成26年度要求額 24,500百万円(24,500百万円)

背景・目的

東日本大震災の被災地域の復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫を背景として、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入による災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを挙げての課題

地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等の導入を支援し、「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を全国的に展開する。

事業スキーム

(1) 補助対象：都道府県・指定都市
(補助対象者が基金を造成し、同基金を取り崩して、右記①～④の基金事業を実施)

(2) 補助率：定額

(基金事業のうち、右記①・②は定額(高効率省エネは2／3)、
③は1／3又は3%の利子補給(高効率省エネは1／3)、
④は1／2又は3%の利子補給)
(3) 実施期間：平成26年度～平成28年度(3か年)

事業概要

交付を受けた自治体は、基金を造成し、基金事業として以下の事業を実施。
①地域資源活用詳細調査事業
地域の再生可能エネルギー等を活用し「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を推進するための事業精査、実施設計等

②公共施設における再エネ等導入事業
防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用工エネ機器(照明、空調)の導入

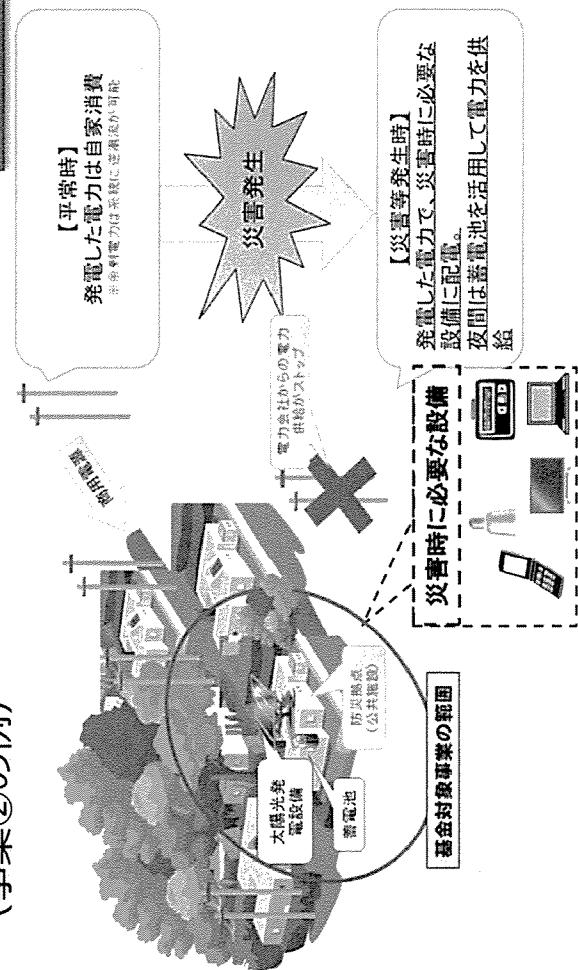
③民間施設における再エネ等導入促進事業
防災拠点や災害時に機能を保持すべき一部の民間施設に対する、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用工エネ機器(照明、空調)の導入支援

④風力・地熱発電事業等支援事業
大型風力発電や地熱発電等を行つ民間事業者に対する、事前調査等に要する経費の支援や事業実施に係る利子補給

期待される効果

- 災害にも対応できる自立分散型のエネルギー供給体制の構築
- 全国的な低炭素な地域づくり

イメージ



(事業②の例)

